

おくやみハンドブック

豊明市



ご遺族の皆様へ

故人様のご逝去を悼み、謹んで心からお悔やみ申し上げます。

豊明市では、ご遺族の方が届出をされる市役所関係の手続きと、一般的な市役所以外の手続きについて、少しでもわかりやすくご案内するためにハンドブックを作成しました。

このハンドブックがご遺族の皆様のお役に立ちましたら幸いです。

豊明市役所

事前準備について

豊明市役所で各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

ステップ1 持ち物の確認

2ページの「来庁時必ずお持ちいただくもの」
をご確認ください。

ステップ2 委任状について

喪主・相続人代表の方が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

ステップ3 おくやみ手続きの事前予約（☎ 0562-92-1112）

おくやみ手続きにご来庁の際は、3ページの予約方法にて事前にご
予約ください。また、ステップ1と2でご不明な点などございましたら、
ご予約時にお問い合わせください。

ステップ4 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続き
ページをご覧ください。

ステップ5 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、豊明市役所市民課（②番窓口）へ
お越しください。



来庁時必ずお持ちいただくもの（お越しいただく前にチェックしてください）

ご遺族（届出人）のもの

- ☐ 認印（喪主・相続人代表の方）
- ☐ 会葬礼状または葬儀の領収書など
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（喪主・相続人代表の方）
- ☐ 喪主・相続人代表以外の方が来庁される場合は委任状

※相続人代表とは、正式な相続が終了するまでの、あくまでも事務手続きのために代表者を設定するためのもので、法定相続人になる方で配偶者・子・孫・兄弟姉妹からお決めいただくものです。

※委任状様式は 51 ページをご利用ください。喪主・相続人代表の方が来庁できない場合は、委任状が必要です。

ご遺族（届出人）の本人確認書類について

- ☐ 1 点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2 点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療保険資格確認書または資格情報のお知らせ、健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療費受給者証、各種年金手帳、学生証、診察券（氏名、生年月日入り）など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



亡くなられた方のもの

- ☐ 印鑑登録証（登録されている場合のみ）
- ☐ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ☐ 国民健康保険・後期高齢者医療保険資格確認書または資格情報のお知らせ、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は国民健康保険加入者全員の被保険者証または資格確認書

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書など）

▼以下該当する場合のみ

- ☐ 障害者医療費受給者証、子ども医療費受給者証など各種福祉医療証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ その他、市役所から交付された証書類

※亡くなられた方のもので、紛失した・見当たらない場合などについては、お持ちいただかなくても手続きできます。また、上記以外のものが必要な場合もあります。

おくやみ手続き事前予約のご案内

豊明市では、亡くなられた方の手続きについて、来庁日の事前予約を受け付けています。予約により、待ち時間と手続き時間が短縮できます。なお、予約なしでも従来の手続きは可能です。

※豊明市に住民登録をされていた方が対象です。

予約方法について

ご利用の3営業日前までにご予約ください。

●豊明市役所市民課戸籍係「おくやみ手続き事前予約」

ご予約電話番号：**0562-92-1112**

ご予約受付時間：平日午前8時30分～午後5時00分
(年末年始を除く)

当日手続き時間：①午前9時～ ②午前10時30分～
③午後1時30分～ ④午後3時～

※①～④いずれかの空き時間をご指定いただきます。

手続きにはお時間がかかりますので、余裕を持ってお越しください。

※ご希望の日時にご予約いただけない場合があります。

※状況により、ご予約いただいた方もお待ちいただく場合があります。

※ご予約当日は、市役所での手続きのみとなります。



手続き日時

令和 年 月 日 ()

- ☐ 午前 9時～
- ☐ 午前10時30分～
- ☐ 午後 1時30分～
- ☐ 午後 3時～

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (41 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(45 ページ参照)
4ヶ月以内		○所得税の準確定申告 (46 ページ参照)
10ヶ月以内	○遺産分割協議 (45 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (46 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○遺留分侵害額請求	

豊明市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	該当項目	該当事項	完了	詳細ページ
登録住民	☐	印鑑登録をしていた	☐	P.7
保険	☐	国民健康保険に加入していた	☐	P.8
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	☐	P.10
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	☐	P.12
	☐	厚生年金に加入または受給していた	☐	
	☐	共済年金に加入または受給していた	☐	P.13
	☐	農業者年金を受給していた	☐	
税金	☐	市税の納付について	☐	P.14
	☐	市民税が課税されていた	☐	P.15
	☐	固定資産を持っていた (所有権移転登記が済んでいない)	☐	P.16
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	☐	P.17
	☐	軽三輪・軽四輪の自動車を所有していた	☐	P.18
	☐	軽二輪 (125ccを超えるもの) ・二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの) を所有していた	☐	P.19
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	☐	P.20
	☐	保険料が発生していた、高額介護サービス費などを受給していた	☐	
高年齢者福祉	☐	高齢者福祉サービスを利用していた	☐	P.21
福祉 (障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	☐	P.22
	☐	障害児福祉手当を受給していた	☐	
	☐	特別障害者手当を受給していた	☐	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	☐	P.23
	☐	豊明市福祉手当を受給していた	☐	P.24
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	☐	

区分	該当項目	該当事項	完了	詳細ページ
福祉 (障がい)	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	☐	P.25
	☐	障害者(心身・精神)医療費の助成を受けていた	☐	P.26
	☐	福祉タクシー券を利用していた	☐	
	☐	児童通所施設を利用していた	☐	P.27
	☐	障害福祉サービスを利用していた	☐	
	☐	地域生活支援サービスを利用していた	☐	P.28
子ども	☐	児童手当、児童扶養手当、県遺児手当、豊明市遺児手当を受給していた	☐	P.29
	☐	ひとり親家庭になった方	☐	
	☐	子ども医療費受給者証を交付されていた	☐	P.30
	☐	母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた	☐	
	☐	養育医療券を交付されていた	☐	P.31
	☐	保育所等または幼稚園を利用していた	☐	
上下水道	☐	上下水道を使用していた	☐	P.32
	☐	井戸を使用していた	☐	
	☐	下水道事業受益者負担金・分担金を納付中であった	☐	P.33
	☐	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	☐	
農地	☐	農地を所有していた	☐	P.34
森林	☐	森林を所有していた	☐	P.35
犬の登録	☐	犬を飼っていた	☐	P.36
その他	☐	家財整理をしたら、ごみとして捨てるものが出てきた	☐	P.37
	☐	道路を占用していた	☐	
	☐	河川用地または水路用地を占用していた	☐	P.38
	☐	豊明市勅使墓園を購入していた	☐	

1. 住民登録に関する手続き

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって廃止されます。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	②市民課 市民係 ☎ 0562-92-1112

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き①

資格確認書、資格情報のお知らせ、保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用を防ぐために資格確認書・保険証などを回収します。 ※返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなった方の①資格確認書、資格情報のお知らせまたは被保険者証、②高齢受給者証、③限度額適用・標準負担額減額認定証、④限度額適用認定証、⑤特定疾病療養受療証（②～⑤はお持ちの場合のみ）	問い合わせ先 ③保険医療課 国保係 ☎ 0562-92-8366

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者
☐ 葬祭執行者の預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書など）	問い合わせ先 ③保険医療課 国保係 ☎ 0562-92-8366

手続き③ 高額療養費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に支給申請ができます。	2 年以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人
☐ 預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの（相続人のもの）	問い合わせ先 ③保険医療課 国保係 ☎ 0562-92-8366

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き④ 保険税還付口座の指定

手続き詳細	期 限
お亡くなりになり、保険税の再計算の結果、保険税が還付となる場合がありますので、相続人の口座を指定いただきます。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの (相続人のもの)	③保険医療課 国保係 ☎ 0562-92-8366

MEMO

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き①

資格確認書、資格情報のお知らせ、保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、福祉医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用を防ぐために資格確認書・保険証などを回収します。 ※返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなった方の①資格確認書、資格情報のお知らせまたは被保険者証、②限度額適用・標準負担額減額認定証、③限度額適用認定証、④特定疾病療養受療証、⑤福祉医療費受給者証（②～⑤はお持ちの場合のみ）	③保険医療課 医療年金係 ☎ 0562-92-8366

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書など）	③保険医療課 医療年金係 ☎ 0562-92-8366

手続き③ 高額療養費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に支給申請ができます。	2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの （相続人のもの）	③保険医療課 医療年金係 ☎ 0562-92-8366

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き④ 相続人による還付金等口座指定書（送付先情報含む）の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の保険料の未納または還付に関する案内を送付する場合がありますので還付金等振込口座指定書（送付先情報含む）をご提出ください。	14 日以内
※特にひとり暮らしをされていた方、施設に入所されていた方は、送付した郵便物が返戻になるおそれがあります。その場合は、還付金などが振込できなくなりますので、必ずご提出ください。	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの （相続人のもの）	③保険医療課 医療年金係 ☎ 0562-92-8366

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	速やかに
※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金の場合のみは、お近くの年金事務所もしくは市役所へお問い合わせください。	手続き可能な人
※iDeCo（イデコ）や基金など、個人で加入されていた年金については、各団体へお問い合わせください。	-
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	③保険医療課 医療年金係 ☎ 0562-92-8366 笠寺年金事務所 ☎ 052-822-2512

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	速やかに
※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきん加入者ダイヤルなどへお問い合わせください。	手続き可能な人
※企業年金などについては、各団体へお問い合わせください。	-
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-007-123 笠寺年金事務所 ☎ 052-822-2512

3. 年金に関する手続き

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※個人で加入されていた年金については、各団体もしくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 -
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	各共済組合 笠寺年金事務所 ☎ 052-822-2512

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、ご遺族の方は10日以内に住所地のJAへ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10 日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	⑭ 農業委員会事務局 (農業政策課内) ☎ 0562-92-8312

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税の納付について

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、納付状況などの確認をお願いします。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きする方が相続人であることがわかる書類 (戸籍謄本など)	⑧債権管理課 ☎ 0562-92-8373
☐ 手続きする方の本人確認書類	

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きする方が相続人であることがわかる書類 (戸籍謄本など)	⑧債権管理課 ☎ 0562-92-8373
☐ 手続きする方の本人確認書類	

MEMO

4. 税金に関する手続き

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人に送付させていただくことになります。	相続開始を知った日から 3ヶ月以内
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか指定される場合は、「相続人代表者指定（変更）届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	※郵送で相続人代表者指定 （変更）届が届いた方は 約2週間以内
※「相続人代表者指定（変更）届」が提出されない場合は、市が相続人代表者を指定することがあります。	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きする方が相続人であることがわかる書類（戸籍謄本など） ☐ 手続きする方の本人確認書類	⑨税務課 市民税係 ☎ 0562-92-1118

MEMO

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。 ※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。 ※未登記家屋の所有権移転が済んでいない方は、別途税務課での手続きをお願いします。	相続開始を知った日から 3ヶ月以内 ※郵送で固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内
必要なもの	手続き可能な人
①固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定（変更）届を提出する場合 ☐ 手続きする方が相続人であることがわかる書類（戸籍謄本など） ☐ 手続きする方の本人確認書類 ②未登記家屋の所有者を変更する場合 ☐ 遺産分割協議書の写し、相続される方の認印 ※遺産分割協議書を作成しない場合は、相続される方の実印、印鑑証明書	相続人
	問い合わせ先
	⑨税務課 資産税係 ☎ 0562-92-1118 登記に関することは、不動産の所在地を管轄する法務局にお問い合わせください。

MEMO

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、必ず名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きする方が相続人であることがわかる書類 (戸籍謄本など) ☐ 手続きする方の本人確認書類 ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります
	問い合わせ先
	⑨税務課 市民税係 ☎ 0562-92-1118

手続き② 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合は、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きする方が相続人であることがわかる書類 (戸籍謄本など) ☐ 手続きする方の本人確認書類 ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります
	問い合わせ先
	⑨税務課 市民税係 ☎ 0562-92-1118

軽三輪・軽四輪の自動車を所有していた

手続き 名義変更及び廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、自動車検査証の名義変更の手続きをしてください。相続しない場合は、廃車の手続きをしてください。名義変更または廃車の手続きは必ず行ってください。	名義変更の場合は亡くなられた日から15日以内、廃車の場合は亡くなられた日から30日以内
	手続き可能な人
	詳細については管轄の軽自動車検査協会へお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
詳細については管轄の軽自動車検査協会へお問い合わせください。	【豊明市の管轄】 軽自動車検査協会 愛知主管事務所 ☎ 050-3816-1770 【豊明市以外の管轄】 市町村により所管が異なりますので、管轄の事務所 にお問い合わせください。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

4. 税金に関する手続き

軽二輪（125ccを超えるもの）・二輪の小型自動車（250ccを超えるもの） を所有していた

手続き 名義変更及び廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、自動車検査証の名義変更の手続きをしてください。相続しない場合は、廃車の手続きをしてください。名義変更または廃車の手続きは必ず行ってください。	名義変更の場合は亡くなられた日から15日以内、廃車の場合は亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
詳細については管轄の運輸局へお問い合わせください。	詳細については管轄の運輸局へお問い合わせください。
	問い合わせ先
	【豊明市の管轄】 中部運輸局 愛知運輸支局 ☎ 050-5540-2046 【豊明市以外の管轄】 市町村により所管が異なりますので、管轄の事務所にお問い合わせください。

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却してください。また、介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	⑤長寿課 介護保険係 ☎ 0562-92-1261

保険料が発生していた、高額介護サービス費などを受給していた

手続き 相続人による還付金等口座指定書（送付先情報含む）の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の保険料の未納または還付、高額介護サービス費などの支給に関する案内を送付する場合がありますので還付金等振込口座指定書（送付先情報含む）をご提出ください。 ※特にひとり暮らしをされていた方、施設に入所されていた方は、送付した郵便物が返戻になるおそれがあります。その場合は、還付金などが振込できなくなりますので、必ずご提出ください。	14 日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの （相続人のもの）	⑤長寿課 介護保険係 ☎ 0562-92-1261

6. 高齢者福祉サービスに関する手続き

高齢者福祉サービスを利用していた

手続き 終了連絡及び終了届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が以下のサービスを利用していた場合、利用終了の連絡及び終了届の提出が必要です。	速やかに
①見守り・緊急通報装置貸出事業（みまもる君） ②緊急電話設置費等助成事業（社会福祉協議会へ申し出） ③理髪サービス事業 ④寝具クリーニング事業 ⑤在宅ねたきり老人等介護手当 ⑥ひとり歩き（徘徊）高齢者家族等支援サービス事業	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う人の本人確認書類	⑤長寿課 地域ケア推進係 ☎ 0562-92-1261

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳 ☐ 亡くなられた方のマイナンバーのわかるもの	④地域福祉課 ☎ 0562-92-1119

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの（相続人のもの）	④地域福祉課 ☎ 0562-92-1119

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの（相続人のもの）	④地域福祉課 ☎ 0562-92-1119

7. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届の提出
(受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	原則、死亡日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	対象児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、預貯金通帳など振込口座が確認できるもの（手当の対象児童のもの） ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、預貯金通帳など振込口座が確認できるもの	②4子育て支援課 ☎ 0562-85-3950

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	②4子育て支援課 ☎ 0562-85-3950

豊明市福祉手当を受給していた

手続き

豊明市福祉手当受給権消滅届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）変更依頼書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が豊明市福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの（相続人のもの）	④地域福祉課 ☎ 0562-92-1119

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	③保険医療課 医療年金係 ☎ 0562-92-8366

7. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の除かれた住民票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの ☐ 加入証書 ☐ 口数追加証書（原本）	④地域福祉課 ☎ 0562-92-1119

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の除かれた住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの ☐ 加入証書 ☐ 口数追加証書（原本）	④地域福祉課 ☎ 0562-92-1119

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の提出のみ手続きしてください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の除かれた住民票 ☐ 年金証書	④地域福祉課 ☎ 0562-92-1119

障害者（心身・精神）医療費の助成を受けていた

手続き 障害者（心身・精神）医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害者（心身・精神）医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害者（心身・精神）医療費受給者証 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求分がある場合は、預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの（相続人のもの）	③保険医療課 医療年金係 ☎ 0562-92-8366

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	④地域福祉課 ☎ 0562-92-1119

7. 福祉（障がい）に関する手続き

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	④地域福祉課 ☎ 0562-92-1119

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	④地域福祉課 ☎ 0562-92-1119

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	④地域福祉課 ☎ 0562-92-1119

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

8. 子どもに関する手続き

児童手当、児童扶養手当、県遺児手当、豊明市遺児手当を受給していた

手続き 受給者変更手続きなど

手続き詳細	期 限
未支払い手当の請求及び受給者の変更につき、手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。	原則、死亡日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【未支払い手当の請求手続きの場合】 ☐ 預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの（お子様のもの） 【受給者変更の手続きの場合】 ☐ 預貯金通帳など金融機関口座が確認できるもの（受給予定者のもの）	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	㊤子育て支援課 ☎ 0562-85-3950

ひとり親家庭になった方

手続き 児童扶養手当などの認定申請の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当などが受けられることがありますので、お早めにお問い合わせください。	お早めにお問い合わせください
	手続き可能な人
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
※お問い合わせください。	㊤子育て支援課 ☎ 0562-85-3950

子ども医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返却手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返却または破棄してください。	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童の子ども医療費受給者証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	③保険医療課 医療年金係 ☎ 0562-92-8366

母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返却手続き

手続き詳細	期 限
母子・父子家庭医療費受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返却または破棄してください。	速やかに
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の母子・父子家庭医療費受給者証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	③保険医療課 医療年金係 ☎ 0562-92-8366

8. 子どもに関する手続き

養育医療券を交付されていた

手続き 養育医療券の返却手続き

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返却または破棄してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 乳児の養育医療券 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	乳児の保護者
	問い合わせ先
	③保険医療課 医療年金係 ☎ 0562-92-8366

保育所等または幼稚園を利用していた

手続き 必要な手続きを確認してください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の申請状況などによって手続きや提出書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。	亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	ご親族
	問い合わせ先
	②こども保育課 ☎ 0562-92-1120

9. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 水道の閉栓・名義変更、振替口座の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更、振替口座変更の手続きが必要となります。また、水道を使用しないのであれば、水道の閉栓手続きが必要となります。 ※別途、市役所下水道課での手続きは不要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	愛知中部水道企業団 ☎ 0561-37-0141

井戸を使用していた

手続き 世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
井戸水を使用しており、その排水を公共下水道に流している世帯の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
☐ 世帯人員等変更届	⑯下水道課 ☎ 0562-92-1126

9. 上下水道に関する手続き

下水道事業受益者負担金・分担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金・分担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	【受益者負担金】 死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。 【受益者分担金】 受益者の変更があった14日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受益者負担金】 ☐ 下水道事業受益者異動申告書 【受益者分担金】 ☐ 公共下水道事業受益者変更申告書	親族または同居者が望ましい
	問い合わせ先
	⑯ 下水道課 ☎ 0562-92-1126

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取り取消（変更）申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または、世帯（使用）人数の変更手続きが必要です。 環境課へ届け出てください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
なし	基本的にご親族の方
	問い合わせ先
	⑫ 環境課 ☎ 0562-92-1113

10. 農地に関する手続き

農地を所有していた

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地を所有していた場合、その農地の権利を相続によって取得した人は、農地のある市町村の農業委員会にその旨の届出をしてください。	権利を取得したことを知った日から、おおむね10ヶ月以内
	手続き可能な人 権利を取得した人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続登記が完了した土地の登記事項証明書（全部事項証明書）3ヶ月以内に発行のもの、または遺産分割協議書の写し ☐ 国籍のわかるものの写し（本籍地が記載されている住民票など）	⑭農業委員会事務局（農業政策課内） ☎ 0562-92-8312

MEMO

11. 森林に関する手続き

森林を所有していた

手続き 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域対象民有林となっている森林を所有をしていた場合、その森林の権利を相続によって取得した人は、森林のある市町村の長にその旨の届出をしてください。	所有者となった日から90日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 相続登記が完了した土地の登記事項証明書（全部事項証明書） 3ヶ月以内に発行のもの、またはその他届出の原因を証明する書面	権利を取得した人
☐ 森林の土地の位置を示す図面（任意の図面に大まかな位置を記入）	問い合わせ先 ⑭農業政策課 ☎ 0562-92-8312

MEMO

12. 犬の登録に関する手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の所有者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬の所有者の場合、新たに犬の所有者になる方への変更届が必要になります。 なお、新たに所有者になる方が市外の場合は、その方の住所地における犬の登録関係部署で手続きしてください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 新たに所有者となる方またはその家族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 変更届 ☐ 鑑札（新たに所有者になる方が市外の場合）	⑫環境課 ☎ 0562-92-1113

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

13. その他の手続き

家財整理をしたら、ごみとして捨てるものが出てきた

手続き 東部知多クリーンセンター（エコリ）へのごみの搬入

手続き詳細	期 限
ごみとして東部知多クリーンセンターへ搬入をする際には、一度環境課までご連絡をお願いします。 ※一部クリーンセンターで処分できない物があります。詳しくは環境課へお問い合わせください。 ※ごみの発生場所（住所）が豊明市外の場合は搬入できません。	なし （住所が確認できる書類は、東部知多クリーンセンターに搬入する際に必要になりますので、搬入日当日にお持ちください）
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、亡くなられた方宛ての郵便物、固定資産税の納税証明書など）	基本的にご親族の方
	問い合わせ先
	⑫環境課 ☎ 0562-92-1113

道路を占用していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【道路占用の廃止】 ☐ 廃止届及び占用許可書の写し 【名義の変更】 ☐ 道路占用申請書及び表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	どなたでも可
	問い合わせ先
	⑬土木課 ☎ 0562-92-1116

河川用地または水路用地を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。占有許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【公共物占有許可の名義の変更】 ☐ 権利義務の承継届及び、表記されている添付書類 【公共物占有許可の廃止】 ☐ 廃止届	⑬土木課 ☎ 0562-92-1116

豊明市勅使墓園を購入していた

手続き 承継及び埋蔵の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が豊明市勅使墓園を購入または使用者となっていた場合、お墓の使用者の変更（承継）手続き、亡くなられた方の納骨（埋蔵）の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	お墓を承継される方
必要なもの	問い合わせ先
【承継手続き】 ☐ 使用許可証、住民票または戸籍謄（抄）本（使用者と承継者の続柄及び承継者の本籍がわかるもの）、身分証明書 【埋蔵手続き】 ☐ 火葬許可証、使用許可証、身分証明書	⑫環境課 ☎ 0562-92-1113

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	手 続 き	期 日
死亡退職届の提出	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。	速やかに
社員証などの返却	健康保険被保険者証等その他貸与を受けていたものを、勤務先へ返却してください。	
国民健康保険などへの加入	被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。	
最終給与、退職金などの請求	勤務先に直接ご確認ください。	
埋葬料の請求	勤務先が加入している健康保険協会、組合でご確認ください。	2 年以内
遺族厚生年金の請求	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。	5 年以内

亡くなられた方が個人事業者だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	手続き	期 日
個人事業者の死亡届出書	税務署に提出します。 熱田税務署 ☎ 052-881-1541	速やかに
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書		1 ヶ月以内
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書		青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで

改葬の手続きについて

墓地に埋葬されている遺骨を別の墓地に移動しようとするとき（改葬）は、事前に改葬許可の手続きが必要です。

1 新しい改葬先を探す

2 改葬許可の申請

▼必要書類

埋葬されている墓地がある市区町村へ事前にお
問い合わせください。

【豊明市の場合】

・改葬許可申請書

1 体につき 1 通必要となります。

▼提出先

現在、埋葬されている墓地がある市区町村に提出し、
改葬許可証を受け取ります。

3 遺骨の取り出し（魂抜き）

現在、埋葬されている墓地管理者へ方法や費用などを
相談してください。

4 納骨（魂入れ）

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

担当課・問い合わせ先

埋葬されている墓地がある
市区町村の担当部署

【豊明市の場合】

⑫環境課

☎ 0562-92-1113

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	愛知警察署 ☎ 0561-39-0110
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾患医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。	愛知県瀬戸保健所本所 ☎ 0561-82-2196 愛知県瀬戸保健所豊明保健分室 ☎ 0562-92-9133
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入保険会社 または保険代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入保険会社 または保険代理店
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。詳細は、46 ページ「手続きに関する証明書など」をご確認ください。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

銀行口座凍結時の解除の方法

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

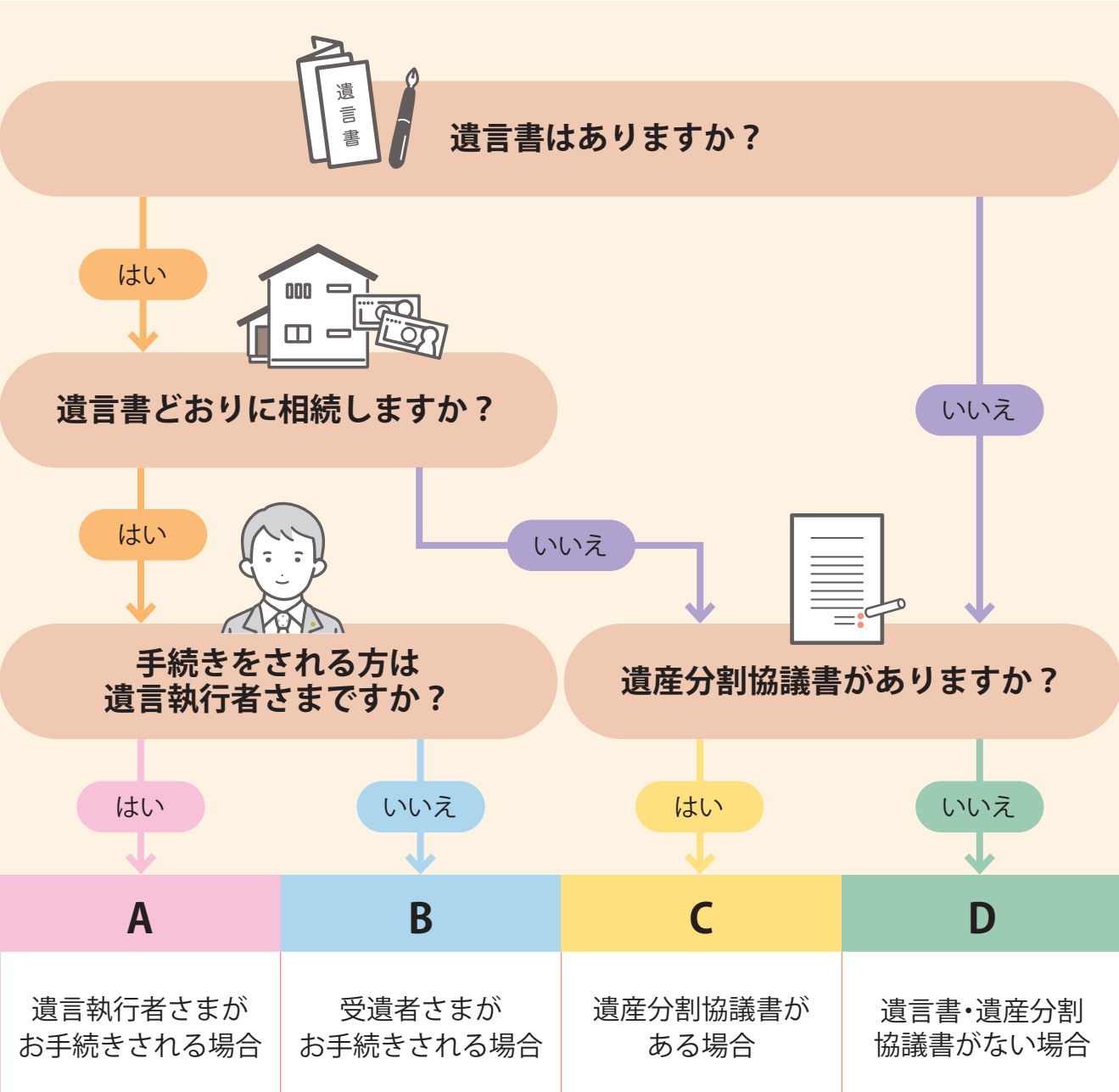
委任状

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の預貯金通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

※市区町村での必要書類の取得方法は、46 ページ「手続きに関する証明書など」をご確認ください。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	手続き・問い合わせ先	期 日
☐	相続人の調査・確定	相続人を確定させるためには、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本などが必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍が必要です」と申し出れば取得できます。 【問い合わせ先】 相続人の住所地の市区町村	速やかに
☐	遺言書の探索	自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 【問い合わせ先】 ＜自筆証書遺言（法務局保管）の場合＞ 遺言書保管所として指定されている法務局 ＜公正証書遺言の場合＞ お近くの公証役場	
☐	遺言書の検認	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。 【問い合わせ先】 被相続人の住所地の家庭裁判所	
☐	相続財産の調査	被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。 【問い合わせ先】 各事業者 ＜自宅以外の不動産がある場合＞ 被相続人が所有している不動産がある市区町村	
☐	遺産分割協議 （協議書の作成）	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。 【問い合わせ先】 ＜豊明市の場合＞ 愛知県行政書士会 ☎052-931-4068	
☐	相続放棄・限定承認	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。 【問い合わせ先】 ＜豊明市の場合＞ 名古屋家庭裁判所 家事受付センター ☎052-223-2830	3ヶ月以内

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☑	項 目	手続き・問い合わせ先	期 日
□	所得税の準確定申告	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日まで確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。 【問い合わせ先】 ＜豊明市の場合＞ 熱田税務署 ☎052-881-1541	4ヶ月以内
□	相続税の申告・納付	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価格の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数 【問い合わせ先】 ＜豊明市の場合＞ 熱田税務署 ☎052-881-1541	10ヶ月以内

手続きに関する証明書など

○手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの（住民票・戸籍に関する証明書・税に関する証明書など）があるため、各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。

○戸籍謄本 などについては、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社などにご確認ください。

○住民票、印鑑登録証明書、戸籍に関する証明書、税に関する証明書の請求先：1階①証明窓口（印鑑登録証明書の交付には「印鑑登録証」の提示が必要です）

○マイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアなどで、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本（抄本）、所得課税証明書（最新年度分）が取得できます。

（豊明市内に住民登録がない人が戸籍を取得する場合、初回のみ利用登録申請が必要です）

○証明書の発行には所定の手数料がかかります。

○被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本などは、戸籍に関する証明書の広域交付により最寄りの市区町村（相続人の住所地や被相続人の本籍地など）で請求できます。ただし、委任状による請求はできません。また、請求できる方や本人確認書類が限られますのでご注意ください。

【請求できる方】

配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）

※死亡した夫または妻の戸籍謄本などを請求する場合は、婚姻後の戸籍のみ請求できます。婚姻前の戸籍謄本などは広域交付の対象外ですので、本籍地市区町村に請求してください。

【本人確認書類】

マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きの公的証明書の提示が必要です。

家系図（3親等内の親族）

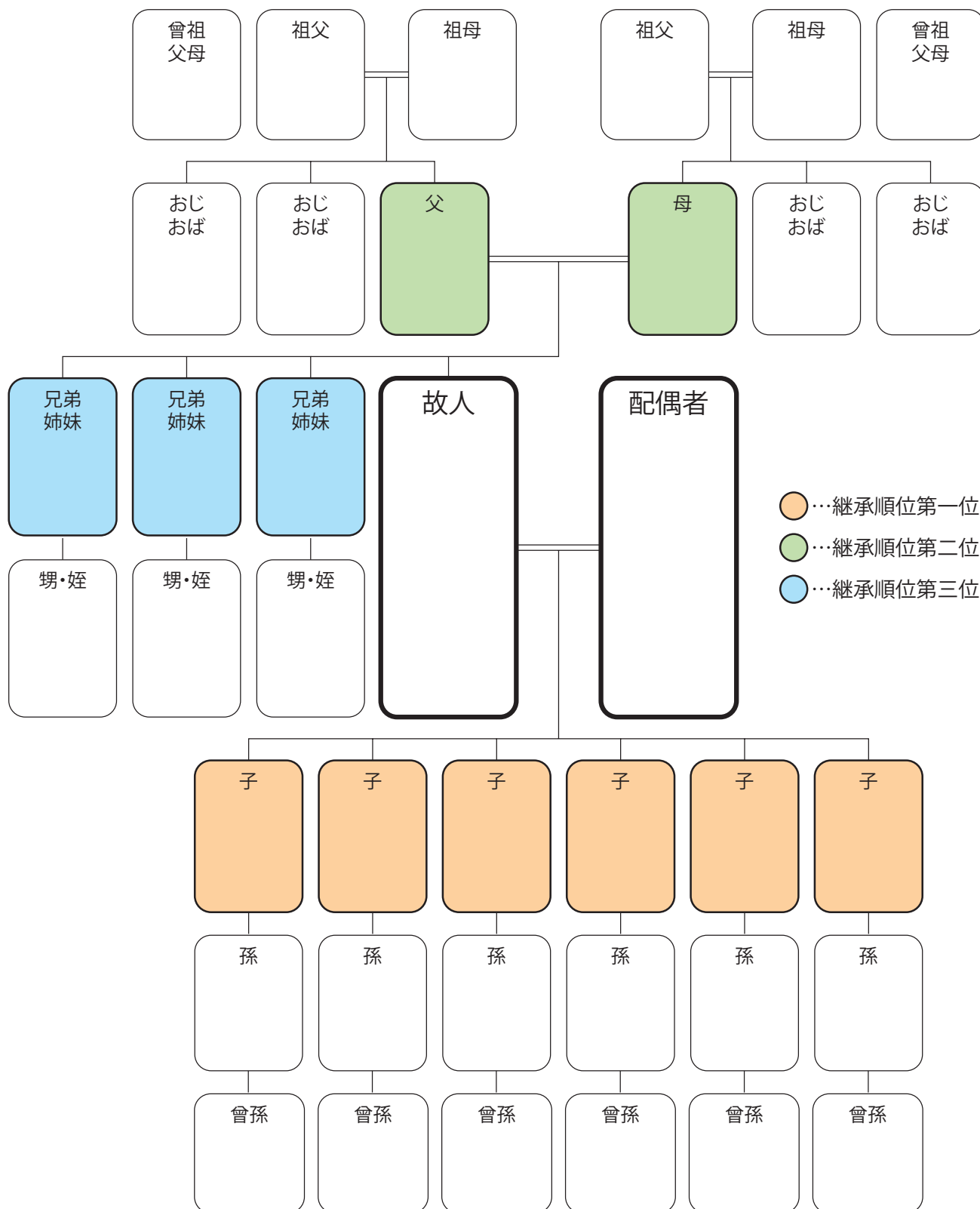
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

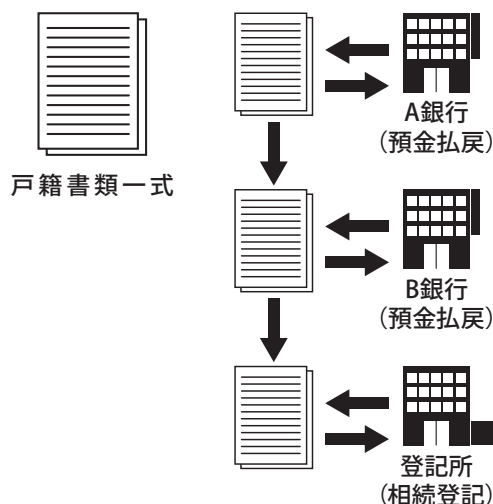
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

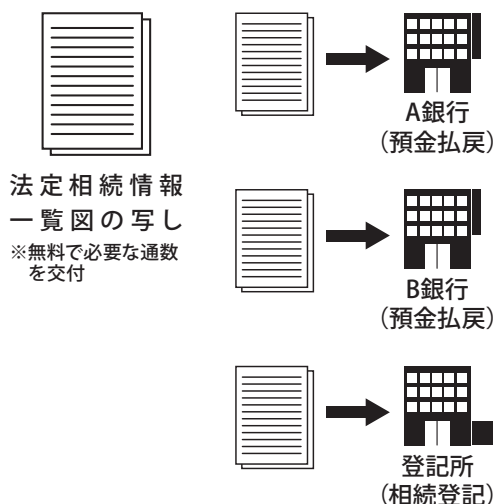
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

死亡に関する手続き用

委任状

令和 年 月 日

【本人（委任する人）】

氏 名		生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日
住 所			
電 話 番 号			

私は、下記の者を代理人と定め、次の行為を委任します。

【代理人（手続きに行く人）】

氏 名		生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日
住 所			

<委任事項>

【亡くなった人】

氏 名		生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日
住 所			
本 籍			

の死亡に伴う、次の手続き（□にチェックされた）事項

- ☐ 世帯主の変更届に関する事
- ☐ 亡くなった方の消除された住民票（除票）の写しの請求に関する事
※住民票の写しに記載が必要な項目（☐続柄 ☐本籍 ☐国籍・在留資格等）
- ☐ 委任者の住民票の写し（☐世帯全員 ☐一部）の請求に関する事
※住民票の写しに記載が必要な項目（☐続柄 ☐本籍 ☐国籍・在留資格等）
- ☐ 亡くなった方の戸籍に関する証明書の請求・受領に関する事
☐記載事項が記載された戸籍（謄本・抄本）
☐亡くなった方の出生から死亡までの事項が記載された戸籍（謄本・抄本）
- ☐ 委任者の戸籍（謄本・抄本）の請求・受領に関する事
- ☐ 国民健康保険の手続きに関する事
- ☐ 後期高齢者医療制度の手続きに関する事
- ☐ 国民年金に関する手続きに関する事
- ☐ 市税に関する手続き及び証明書の請求・受領に関する事
どなたのどのような手続き及び証明書が必要か具体的に記載してください。

（ ）

- ☐ その他（ ）

※ 委任者本人が自書のうえ全てを記入してください。

MEMO

MEMO

MEMO

相続登記は法律で義務化されています！
放っておくと罰金が科されますのでご注意を！

相続登記・相続放棄など

相続手続きのことなら

地域密着。くらしの法律家——

石川 司法書士 行政書士 事務所



地域密着の専門家。お気軽にご相談ください。

訪問による
ご相談

初回
相談無料

豊明市内
出張無料



司法書士・行政書士
石川 欽一

石川司法書士・行政書士事務所

☎ 052-846-3207

〒470-0124 日進市浅田町上ノ山1-11

グランレイム赤池1402

定休日：なし。ご予約いただければいつでもOK。

メール: kinichi_ishikawa@xqd.biglobe.ne.jp

URL: <https://ishikawa-jimusyo.jp>

ホームページは
こちらから



遺産相続の事なら お任せください

相続税申告・遺産分割協議書・
準確定申告・生前贈与 等



弁護士 司法書士 行政書士 等と連携しており、

ワンストップで問題解決に取り組みます。安心してお任せください。

大府の税理士 **細田会計事務所**

☎0562-57-8823

大府市共和町2-14-9 丸富ビル302 ✉ akihiro@hosoda-kaikai.jp

お気軽に
お問い合わせ
ください

税理士
細田 章洋



ホームページを
ご確認ください



モノの片付けや整理 お困りごとありませんか？

🤝 安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了までお客様の
ご状況に合わせて寄り添いサポートいたします

POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易見積も可能です。
(※一部業者を除く)

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で
実績のある業者を紹介するので安心です。



通話料
無料

☎0120-964-850

受付時間 9:00～18:00(年中無休) **安心できる遺品整理** 🔍

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

所在地: 812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号
電話: 092-474-4444
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでのお申し込みはこちら

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少額-資料-2409-001

相続手続き 相談窓口

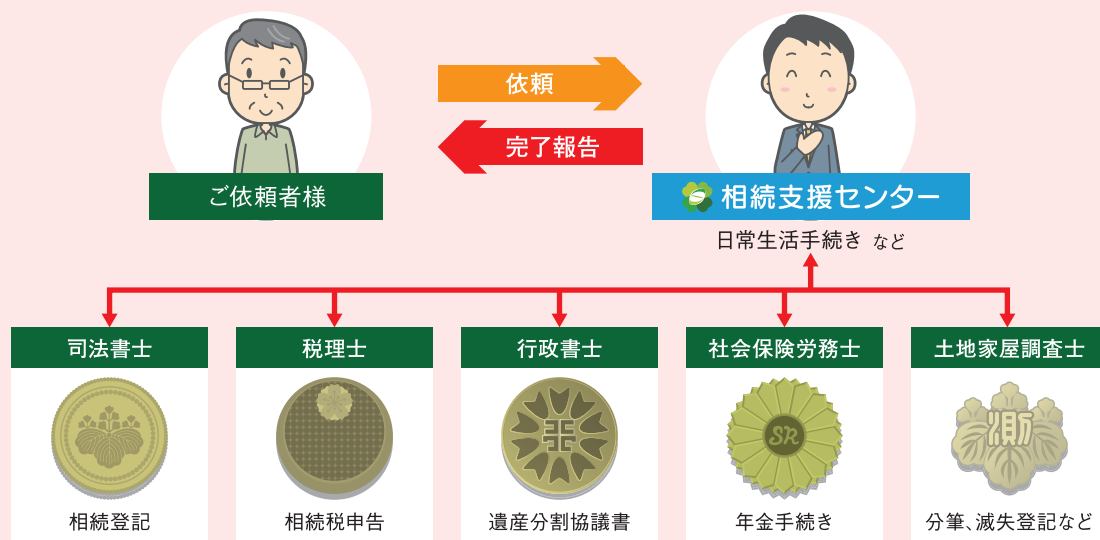
初回相談
無料

こんなお悩みはありませんか？

- ・遺産分割や納税の相談にのってほしい
- ・働いているために手続きに行く時間がない
- ・相続税申告の手続き方法がわからない
- ・相続の手続きを専門家に依頼したい
- …だけど窓口は1つにしてほしい

専任の相談員にまらごとお任せ！
一元管理でサポート

様々なご相談にも
窓口が1つだから安心



相続支援センター

無料相談
予約専用
ダイヤル



0120-13-4864

電話受付：月～金曜日（祝日除く） 9:30～17:30

お近くの各相談室でご対応可能です。
まずはお電話ください。

完全予約制ですので、必ず事前にお電話でご予約ください。
ご希望の相談室にて専任相談員がご対応させていただきます。



近くの相談室を探す

グループ会社：行政書士法人 中村事務所 ☎ 052-462-8313

無料相談時の持ち物

お手元にあるもののみで結構です

- 1 亡くなられた方の戸籍謄本
- 2 固定資産の課税明細書
※不動産のある方のみ
- 3 亡くなられた方の財産状況の分かるもの
※預金通帳、証券会社の取引明細、保険証券など
- 4 ご相談者様の認印

発 行 豊明市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025 年 5 月

